



主催：(株)東北宅建サポートセンター 共催：ジェイリース(株)

参加費
無料

平成29年度第2回 お役立ちセミナー

「改正民法が不動産賃貸業に与える影響」

～平成29年5月26日、民法(債権法)の大改正が成立～

講師：中島成総合法律事務所 弁護士 中島 成 氏

開催日：2017年11月10日(金) 13:30～16:00
(受付 13:00～)

会場：宮城県不動産会館 4階 【定員60名】

【セミナーの内容】

民法改正が不動産賃貸業に与える影響を3分野に分けて説明します。

1、保証ルールの改正

- ①賃貸借契約の個人保証の極度額と保証の範囲について
- ②保証が取り消される新ルール等について

2、賃貸借ルールの改正

- ①敷金の定義について
- ②賃借人の修繕権や原状回復義務等について

3、その他のルールの改正

- ①家賃の遅延損害金の利率について
- ②将来的な家賃債権の譲渡について
- ③賃貸借契約の解除ができない場合等について



中島成総合法律事務所 弁護士 中島 成 氏 プロフィール
東京大学法学部卒。裁判官を経て、昭和63年4月弁護士となる(東京弁護士会所属)。中島成総合法律事務所を主宰。日本商工会議所・東京商工会議所「会社法制の見直しに関する検討準備会」委員等を歴任。企業法務、事業再生を専門的に取り扱う。また不動産賃貸・管理に関する案件も多数扱う。最新著「これならわかる改正民法と不動産賃貸業」の他、著書多数。ジェイリース創業以来顧問弁護士を務める。



FAX送信先：022-722-2677 (株)東北宅建サポートセンター

※お申込受付は11月2日(木)までです。キャンセルの場合は、3日前までにご連絡ください。
※会場に駐車場はございません。公共の交通機関または近隣駐車場をご利用ください。

御社名	
電話番号	
御住所	
ご担当者様名	
御参加人数	

詳しいお問合せは
(株)東北宅建サポートセンター
担当：青木

TEL 022-722-2622
FAX 022-722-2677

お客様情報の利用目的について

※このチラシをご覧になられて、お問合せ・お申込の際にお預りするお客様情報は、結果の分析や、記入いただいたご請求、ご相談への具体的な対応の為に使用させていただきます。これ以外の目的には使用しません。